

# 受験資格の特例について

(法附則第2条第1項第1号及び同項第2号の省令で定める大学院における科目)

## 法第7条第1号の省令で定める科目

I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開
	②福祉分野に関する理論と支援の展開
	③教育分野に関する理論と支援の展開
	④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開
	⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開
II	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践
	⑦心理支援に関する理論と実践
	⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践
	⑨心の健康教育に関する理論と実践
III	⑩心理実践実習 (450時間以上)

法施行日前に大学院の課程を修了した場合  
又は法施行日前に大学院に入学している場合

①から⑩までの科目をその類似性からⅠ～Ⅲの3つに分類し、それぞれについて定めた科目(合計6科目以上相当)を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号又は同項第2号に該当するものとする。

- Ⅰ(①～⑤): 主な職域における、心理に関する相談、助言、指導その他の援助に関する科目  
→ ①を含む3科目以上相当を修める
- Ⅱ(⑥～⑨): 心理状態の観察及び分析並びに心理に関する相談、助言、指導その他の援助等についての理論に関する科目  
→ ⑥～⑨のうち2科目以上に相当する科目を修める
- Ⅲ(⑩): 実習科目  
→ 相当する科目を修める(時間は問わない)